

明月之夜とす中右今夜の月を翫ぶや、無題詩に載る所の藤原忠通公の詩證とするに足れり、菅家の作の如き配所に在て、たま／＼九月十五日の月を詠じ給ひし也、後人妄りに五の字を以三となし、證とするものあり、或は兼好が婁宿の説の如き、又信とするに足らず、亦建仁寺三益和尚十三夜の詩の序に、延喜の御時始まると記せり、はたこよひの月は、唐山にも賞すると見えて、明の十二家詩に、鄭少谷、何大復が詩あり、本朝の俗、九月十三日を豆名月と稱し、又粟名月と名づく、是粟を以節物とし、或は餅を製し、莢豆を煮てこれを食ふ、こゝをもて名づく、又俗間今宵必芋子を食ふ、その芋子外皮を除ずしてこれを煮る、この芋を呼て衣かつぎといふ、後の月は八月十五夜を前とし、九月十三夜を後とするの稱、二夜の月は、中秋、季秋、兩夜月を賞する故にいふ也、

〔隣女晤言〕十三夜 九月十三夜は、婁宿にあたれるによりて、晴明なるよし、つれ／＼草に書たれど、さにはあらず、たゞ何となく、寛平の帝、九月十三夜のこよなう、晴明なりし年、興じさせ給ひて、仰られし事よりおこれり、略勅撰に十三夜と出たるは、拾遺集がはじめなり、

〔隨意錄〕兼好云、八月十五日、九月十三日、皆婁宿也、以此宿清明、翫月以爲良夜、斯古人之所以未發歟、將有所據焉、歟、婁宿金氣與月之水氣相和、以特清明、此說頗似有理矣、然仲秋之月、史傳論星宿者、未之有所見焉、且賞九月十三夜者、獨我方之事、而基乎寛平法皇、然是其當時特以此夜清光可愛也、謂其星宿者、則未之有也、或資乎菅相公宰府詩、以爲十三夜之濫觴者、固不是也、

〔隨意錄〕我方賞九月十三夜、蓋初於寛平中、而其來久矣、而明十二家詩、鄭少谷、何大復、有九月十三夜詩、此必我方之事、傳以倣乎彼爾、

〔故實拾要〕五月九月十三日御獻 是名月ノ御獻也、八月十五夜ノ如御獻、

〔禁中年中行事〕九月十三日 名月和歌御會 芋之獻 甘酒 伊豫殿ヨリ上ル

〔古今著聞集〕東三條院關白前太政大臣、藤原兼家九月十三夜の月に、東北院の念佛に參給へる